

スクールロイヤーを 活用しませんか



徳島県教育委員会では、平成30年度より全国に先駆けて、国の事業委託を受け、徳島弁護士会の協力のもと、スクールロイヤー活用事業を実施しています。

学校現場では、法的側面から適切な対応や判断が求められるケースが増加してきており、法律の専門家が学校をサポートするスクールロイヤーの活用について、文部科学省は全国的な整備の方針を打ち出しています。

令和元年度は、12月末現在で、前年度を上回る学校に利用していただいています。次のような内容で実施しておりますので、是非ご活用ください。



スクールロイヤー活用事業について



◆目的

いじめ問題をはじめとして、暴力行為、不登校など、生徒指導上の諸課題への対応に苦慮する問題が増加していることを踏まえ、**法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面から児童生徒に対するいじめ予防教育や教職員への指導・助言**を行うことにより、いじめなどの諸課題の解決に資する。

◆対象 県内の公立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

◆事業内容

授業

① 法的側面からの いじめ予防教育

- いじめ予防に関する授業
- 集会等でのいじめ防止に向けた講話
- いじめ防止子ども委員会の取組の支援



研修

② 法令に基づく 対応の徹底

- いじめ防止に向けた教職員に対する校内研修等での指導助言
- ・事例研究によるグループ協議



相談

③ 学校における 法的相談への対応

- いじめ等の事案への早期対応、早期解決を図るため、法的観点からの学校等への助言

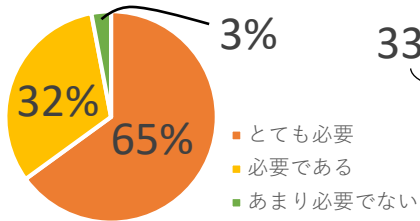


- ◆申込み手順
- 授業・研修・相談を希望する場合、実施予定日の3週間前までに、徳島県教育委員会人権教育課いじめ問題等対策室(088-621-3143)までお電話ください。
 - 希望内容等をお聞きした上で、講師の調整、日程調整等をいたします。

令和元年度スクールロイヤー活用事業の利用状況について ～児童生徒、教職員からのアンケート結果より～（令和元年12月現在）

① 児童生徒に対するいじめ予防授業

スクールロイヤーによるいじめ
予防授業をどう思うか？

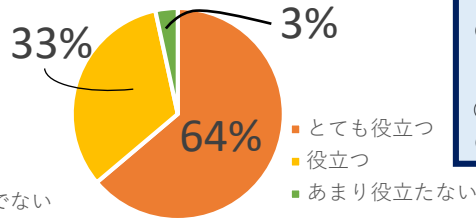


【児童生徒の感想より】

法律の専門家である弁護士の先生の話は説得力があり、いじめが
犯罪にもつながる重大で許されない問題であることがよくわかった。

自分にとって些細なことでも、相手を大きく傷つけていることが
あることがわかり、相手の気持ちを考えて行動したいと思った。

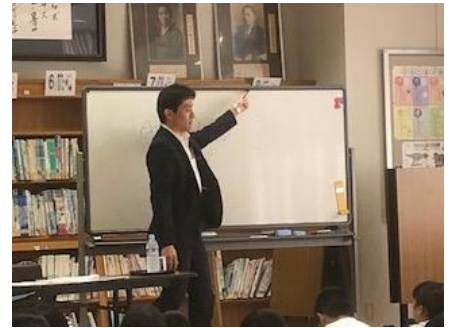
いじめ予防授業は今後のいじめ
防止に役立つか？



◆中学生・高校生向け いじめ予防授業

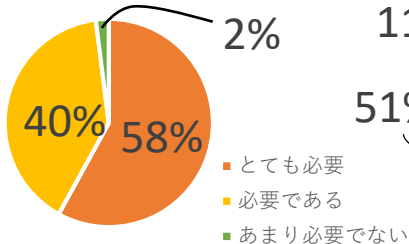
【授業の流れの例】（50分間）

- ① 自己紹介と弁護士の仕事について
- ② いじめ授業の導入 ・ 人権とは
・ いじめの定義
- ③ 事例検討「LINEはずし事例をもとに」
・ いじめの4層構造
・ ネットいじめの特殊性
- ④ いじめの法的責任とインターネットの匿名性
- ⑤ まとめ



② 教職員研修会での指導助言

スクールロイヤーによるいじめ予防等
のための研修をどう思うか？

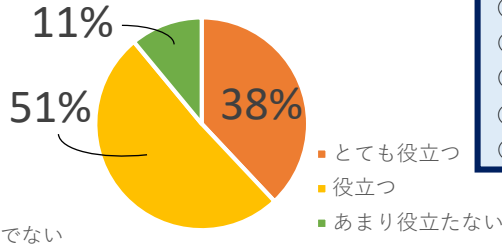


【教職員の感想より】

法律の知識があると、どのような対応をすべきか様々な選択肢が
増え、対応力に違いがでると思った。

教師としての責任を再確認し、仕事への取り組み方を見直す機会
となった。

スクールロイヤーによる研修は
今後のいじめ防止に役立つか？



◆教職員研修会【流れの例】（90分間）

テーマ「事例に学ぶ重大事態対応について」

- ① 教員の法的責任・リスクについて
- ② 事例－矢巾町中学生重大事態について
- ③ 「いじめ」の定義について
- ④ 「重大事態」とは
- ⑤ 矢巾町事案の問題点とは
- ⑥ まとめ



③ 法的相談への助言

【教職員の感想より】

法的な知識なしに、毅然とした対応をと
ることは難しい。教員は一生懸命に考え、
様々な対応をとるが、過剰な要求に対して
どこかで線引きをしなければいけない。そ
の線引きが法律によるものであると思う。

自分たちがやっていることに、法律による裏付けが聞けて、自信を持つことができた。

スクールロイヤーによる法令に基づい
た対応等に関する助言をどう思うか？



スクールロイヤーによる助言は、
教職員の負担軽減に役立つか？

